

慶弔給付事業の内容

1. 慶弔給付事業 (別表第1)

2020年4月より改訂

種 別	事 由		金 額	添付書類 (原本またはコピー)
結婚祝金	入会後の会員の結婚 (1回のみ)		30,000 円	婚姻日と配偶者名が証明できるもの 婚姻届受理証明書または戸籍抄本
結婚記念祝金	婚姻期間が	20 年	10,000 円	婚姻期間が証明できるもの 例) 20 年の場合 満 20 年経過後に発行された戸籍抄本 ※婚姻届受理証明書は不可
		30 年	10,000 円	
		40 年	10,000 円	
		50 年	10,000 円	
出産祝金	会員の子が誕生したとき		10,000 円	出生と会員との続柄が証明できるもの 戸籍抄本、母子手帳または出生届受理証明書
入学祝金	会員の子が	小学校入学	10,000 円	就学が証明できるもの 就学通知書・在学証明書 または生徒手帳
		中学校入学	10,000 円	
		高校入学	10,000 円	
永年在会祝金	会員が入会后	5 年	5,000 円	自動給付 (申請不要)
		10 年	5,000 円	
		15 年	5,000 円	
		20 年	10,000 円	
		25 年	10,000 円	
		30 年	10,000 円	
勤労青少年奨励金	会員が高等学校の定時制または大学の夜間部に 在籍している間 (1 年ごと)		5,000 円	在学が証明できるもの 在学証明書
還暦祝金	会員の年齢が 60 歳 (昭和 35 年 4 月生以降対象)		10,000 円	生年月日が分かるもの
古希祝金	会員の年齢が 70 歳 (昭和 25 年 4 月生以降対象)		10,000 円	運転免許証・保険証
傷病保険金	傷病による	休業 14 日以上 30 日未満	10,000 円	就業できないことが証明できるもの 休業証明書 (P 46) 及び診断書 ※ 14 日以上連続していることが要件です
		休業 30 日以上 60 日未満	15,000 円	
		休業 60 日以上 90 日未満	20,000 円	
		休業 90 日以上 120 日未満	25,000 円	
		休業 120 日以上	30,000 円	
住宅災害保険金	火災等の災害	全焼・全壊	100,000 円	居住家屋の損壊が証明できるもの 罹災証明 その他の必要書類 (詳細は事務局までご連絡下さい)
		半焼・半壊	90,000 円以内	
		一部焼・一部壊	30,000 円以内	
	自然災害	全壊・流出	30,000 円	
		半壊	15,000 円	
		一部壊	3,000 円以内	
		床上浸水	15,000 円以内	
重度障害保険金	全労済協会規定による重度障害		100,000 円	障害が証明できるもの 医師の後遺症診断書 その他の必要書類
退会銭別金	会員期間が	5 年以上 10 年未満	5,000 円	
		10 年以上	10,000 円	
死亡保険金	会員本人		100,000 円	死亡日と会員からみた続柄が証明できるもの 死亡診断書及び戸籍謄本 ※死産 (24 週以上) の場合は医師の証明書
	配偶者		20,000 円	
	子 子の配偶者		20,000 円	
	親 (姻族を含む)		10,000 円	

※退会手続きをされても、退会日 (月末) までは申請することができます。

※新設・金額変更になった給付については、事由発生日が令和 2 年 4 月 1 日以降が対象となります。

ゆとりと
共済の概要

ご利用の手引き

慶弔給付事業の内容

生活安定事業の内容

自己啓発・
余暇活動事業の内容

健康管理事業の内容

規程

各種申込書

新規紹介のお願い